

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康手帳の作成等の各種健康づくりのための事務を行う。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健診及び健康診断の結果の記録管理に関する事務 ②健康相談、訪問指導及びその他の保健指導に関する事務 ③健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務
③システムの名称	1 健康管理システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康増進事業結果情報ファイル (2)健康増進事業対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部保健センター 〒774-0045 徳島県阿南市宝田町荒井6番地1 電話 0884-22-1590

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、複数人で確認を行うように対策している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じて対策している。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Iー5. ②所属長	所長 米田 勉	所長 岡部 仁史	事後	
平成28年4月1日	公表日	2015/8/30	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成30年4月1日	Iー5. ②所属長	所長 岡部 仁史	所長 木本 祥司	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	②所属長 所長 木本 祥司	②所属長の役職名 所長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施 の有無	外部監査	自己点検	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ①実施の有無	①実施しない	①実施する	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 102の2の項 【別表第2における情報提供の根拠】 102の2の項	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施 の有無	内部監査〔 〕	内部監査〔○〕	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令（平成26年内 閣府・総務省令第5号）第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例（平成27年阿南市条例第2 2号）第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 102の2の項 【別表第2における情報提供の根拠】 102の2の項	番号法第19条第8号	事後	
令和7年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 139の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 139の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月21日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		[十分である] マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、複数人で確認を行うように対策している。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月21日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		[十分である] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じて対策している。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年8月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年8月1日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム	健康管理システム(標準準拠システム)	事後	
令和8年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	